

(令和5年1月以降の受付から適用します)

## 長期使用構造等確認料金

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター

【登録住宅性能評価機関（九州地方整備局長3号）】

別表（30条及び第31条（3）関係の確認料金）

3. 一戸建ての住宅又は共同住宅等（併用住宅に限る。）

（1）長期使用構造等確認料金

住宅性能評価業務規程第30条及び第31条（3）による確認料金は下表とする。

単位：円（消費税込）

（併用住宅に限る） 一戸建ての住宅又は共同住宅等	単独申請	一般（※1）	49,500
	併願申請	建築確認	38,500

※1 一般住宅

一戸建ての住宅で第31条の減額規定に該当しないものに適用する。

※2 変更の場合は、長期使用構造等確認審査料表の1/3の料金とする。

（100円未満切り捨て）

別表（第15条第2項関係）

4. 一戸建ての住宅又は共同住宅等（併用住宅に限る。）

（1）軽微変更該当証明書等料金

軽微変更該当証明書又は軽微な変更に応じない通知書の交付料金

は申請件数1件につき5,500円（消費税込）とする。